

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定新旧対照表

改正後	改正前
<p>建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年5月18日〕 〔島根県告示第447号〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から<u>令和4年6月19日</u>まで</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事（浜田市、<u> </u>大田市及び江津市に置かれたものに限る）がつかさどる事務に係る建築物</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から<u>平成31年6月19日</u>まで</p> <p>3～5 〔略〕</p> <p>6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事（浜田市、<u>益田市</u>、大田市及び江津市に置かれたものに限る）がつかさどる事務に係る建築物</p>